

工作物を扱う事業者・施工業者の皆さまへ
- 工作物石綿事前調査者講習の案内 -

「**工作物**」の解体工事等の事前調査は
令和8年1月1日以降着工の工事より
有資格者に行わせる必要があります。

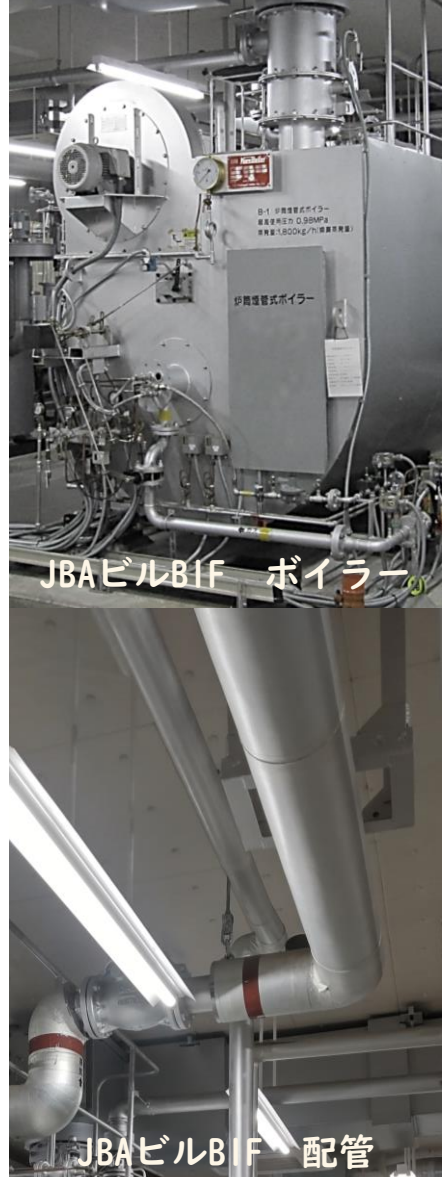
事前調査の義務化

工作物の解体又は改修工事においては、
その工事の前に、石綿（アスベスト）の
事前調査を「工作物石綿事前調査者」講
習の修了者に行わせる必要があります。

独自のテキスト ボイラー・圧力容器の専門
機関として、厚生労働省が作成した標準テキストに
「ボイラー・圧力容器」の解説を付加しています。

全国展開 東京会場での対面講習を全国の各支
部が開催する会場にリアルタイム配信するリモート
講習を開催しています。
(東京労働局登録番号 石13-19)

経験豊富な講師 建築物で実践を積んだ講師
陣とボイラーの専門家による講習。専門的な質問に
もキメ細かく対応します。



日本ボイラ協会 本部
工作物石綿事前調査者講習
サイトに飛べます。

東京会場限定 当協会のボイラ室をボイラー専門家のご案内します。

一般社団法人 **日本ボイラ協会**

03-5473-4515 東京都港区新橋5-3-1 JBAビル

9:00~17:00 <https://www.jbanet.or.jp/>

工作物の解体・改修工事に対する

石綿対策の規制が強化されます。

工作物石綿事前調査者講習を実施いたします。

令和8年

1月1日

から施行

事前調査

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、建築物石綿含有建材調査者による対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされていますが、以下の特定工作物等については、令和8年（2026年）1月1日から『工作物石綿事前調査者』の講習修了者にその調査を行わせることが必要となります。

特定工作物

事前調査結果等の報告対象

- ・ 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）
- ・ 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）
- ・ 配管及び貯蔵設備

※点検、検査のためのマンホールの開放、安全弁の取り外しなどは、改修にはなりません。

カリキュラム

●2日間の講習

- ・ 工作物石綿事前調査に関する基礎知識
- ・ 石綿使用に係る工作物図面調査
- ・ 現場調査の実際と留意点
- ・ 工作物石綿事前調査者報告書の作成

●修了考査 1時間40分

●ボイラ実機説明 告示に定められた講義時間に加えて解説動画もあります。

受講料

会 員 ¥45,100

受講料¥38,000 + テキスト代¥3,000
+ 税¥4,100

非会員 ¥46,750

受講料¥38,000 + テキスト代¥4,500
+ 税¥4,250

開催場所

東京会場（東京支部受付）

東京都港区新橋5-3-1 JBAビル 2F

全国の主要都市

開催予定支部については、
本部HP リモート開催地からご確認ください。

※開催会場・日程等は、各支部HPにてご確認ください。